

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制を構築するとともに、公正で透明性の高い健全な企業経営に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施していると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社は取引関係の維持・発展のため取引先の株式を保有しております。取締役会において当該株式保有の経済的合理性やリスクを検証し、その保有意義について合理性が認められることを確認致しました。

当該株式の議決権行使は、その議案が当社の利益に反しないこと、また、その会社の利益や社会的責務に反しないことを確認し個別議案毎に賛否を判断しております。

今後も毎年、取締役会において同様の検証を行い、政策保有株式の銘柄ごとに、その保有の合理性を検証致します。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との協業取引及び利益相反取引は、取締役会での決議を要することとしています。

こうした取引等を決定する際には、監査等委員会の承認を得たうえで、法律及び社内規定に則り取締役会で所定の手続きを行い、また、業務監査室により会社業務の適正性についても確認しており、こうした取引の決定や監査機能などにより、会社や株主共同の利益は確保されているものと判断しています。

(原則3-1 情報開示の充実)

当社は法令に基づく情報開示に加え、以下の事項などについても積極的な情報開示に努めています。

当社の基本方針や経営戦略、経営計画は、決算短信、招集通知、有価証券報告書及び自社ホームページに開示しています。

当社のコーポレートガバナンスの基本方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書や有価証券報告書にて開示しています。

取締役や経営幹部の報酬は、適正な基本報酬と業績に応じて変動する賞与で構成されており、取締役の報酬はその総額を毎期公開しています。

取締役の指名にあたっては高い知見と専門的な経験を有する者を対象とし、また、社外取締役は別に掲げる独立性を確保できることを前提に取締役会において十分な議論により候補者を選定して参ります。

当社では、社外取締役候補の選任理由を株主総会招集通知にて説明しています。

取締役の選任・指名については株主総会招集通知に個人別に経歴を記載しています。

(補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲)

当社では、法令や定款に定められた事項並びに取締役会規定に定められた事項について取締役会で決議し、その決定内容について各本部に執行を委ねています。事業領域を「管理本部」「業務本部」「生産技術本部」「営業本部」に区分し、各本部の業務執行に関しては各部単位で業務分掌規定に定めています。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は監査等委員取締役2名が独立社外取締役であり、取締役会において高い見地から持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する役割・責務を果たしております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

本報告書II 1.「独立役員関係」(注)に示した独立性基準に基づくとともに、取締役会において率直・活発な意見により建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定して参ります。

(補充原則4-11-1 取締役の選任)

当社では、現在の事業内容や事業規模に対応して販売・製造技術・経営管理等の幅広い分野から、十分な経験と高い知見をもった人材を取締役会において、候補者として選定しています。

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況)

社外取締役の兼務状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ毎年開示を行っていますが、その兼務内容は適正な範囲に留まっています。一方業務執行役員は当社グループ以外の上場会社の役員の兼任をしておらず取締役の業務に専念できる体制になっています。

(補充原則4-11-3 取締役会の実効性の評価)

取締役(監査等委員取締役3名を含む全10名)に対して匿名回答によるアンケートを実施致しました。このアンケートによる取締役会の実効性についての評価は、概ね良好な水準の回答を得られましたが、一部の項目については改善を要するものもあり、今後、取締役会の実効性を一段と高めるべく、その運営に努めて参ります。

(補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング)

当社では、新任の取締役に対しては、原則各部から所管事業内容について説明を行うとともに各工場の視察を通じて業務内容の把握・認識を支

援する方針です。

また、取締役に対しては業務遂行に必要な情報を関係各部から積極的に提供し、外部セミナーにも参加するよう推奨しております。さらに、顧問弁護士による勉強会等も適時実施します。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、株主から面談の申込みがあれば、真摯に対応して参ります。また、会社方針及び決算短信・株主総会資料等を自社ホームページに掲載するとともに、メールでの問合せ先も同じホームページに表示し、個別に回答しています。また、株主アンケートを実施し、株主様のご意見・ご要望の把握に努めています。

今後も株主との建設的な対話を重視し会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めて参ります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	2,952,848	62.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	150,700	3.21
MSIP CLIENT SECURITIES	65,900	1.40
山崎製パン株式会社	61,938	1.32
日東富士製粉持株会	60,399	1.29
日清食品ホールディングス株式会社	51,800	1.10
株式会社中村屋	50,000	1.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	35,200	0.75
鈴与株式会社	25,766	0.55
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	22,600	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

三菱商事株式会社（上場：東京、名古屋）（コード）8058

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社にとって親会社の三菱商事株式会社は、販売総代理店として小麦粉等出荷量の過半数を取扱い、資材の仕入先の1社でもあります。販売面では商社機能を利用する当社が一定の取扱手数料を負担するものであり、その販売は一般的な取引価格で行っております。また、仕入面も当社にとって価格等で有益な取引先として選定しているもので、一般的な取引であります。

取引等を決定する際には、法及び社内規定に則り取締役会、常務会等で所定の手続きを行い、監査等委員会や業務監査室等により会社業務が適正に遂行されていることを確認しており、こうした取引等の決定や監査機能等により、少数株主保護の体制は維持されているものと判断しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

○親会社からの独立性確保について

当社にとって三菱商事株式会社は、大株主・総代理店として影響力を有しておりますが、研究開発、市場調査、企画、購買、生産、販売等のあらゆる面を当社独自で決定し実施しております。また、親会社から役員として諸会議へも出席しておりますが、適正な企業活動への助言や当社販売活動への支援を行っております。

○上場子会社は存在しません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石毛 宏	他の会社の出身者									△		
野口 文雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石毛 宏	○	○	石毛宏氏は、過去には、当社取引先金融機関（三菱東京UFJ銀行）に勤務されていましたが、同行を退職してすでに10年が経過し、現在は、大学教授として活動されております。株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性基準にも抵触しておらず、一般株主と利益相反を生ずるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。	石毛宏氏は、大学教授として経営及び財務に関する相当程度の知見を有しており、それを当社の企業活動に反映していただけると判断いたしました。
野口 文雄	○	○	野口文雄氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める独立性基準にも抵触しておらず、一般株主と利益相反を生ずるおそれないと判断し、独立役員として指定しております。	野口文雄氏は、公正取引委員会や国税庁に長年勤務された経験から、企業取引及び税務に関する相当程度の知見を有しており、それを当社の企業活動に反映していただけると判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査等委員会の職務の補助を必要とする場合は、業務監査室担当取締役に業務監査室の人員の派遣を要請できるものとします。

監査等委員より、監査業務の補助の指示を受けた従業員は、その指示に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないこととします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員会は取締役3名で構成され、会計監査人から報告や説明を受けるなど経営の業務執行状況の監督・管理を適切に行える体制となっております。

また、監査等委員会事務局長が常務会、経営会議、コンプライアンス委員会等に出席し、重要な報告を受け、その内容を監査等委員会に報告する体制としております。

さらに、社長直属の機関として業務監査室が設置されており、監査等委員会と内部監査など隨時必要な情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

(注)社外役員選任基準に関する独立性の考え方

(株)東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(7)の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。

(1)当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者(※1)

(2)当社の定める基準を超える借入先(※2)の業務執行者

(3)当社の定める基準を超える取引先(※3)の業務執行者

(4)当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者

(5)当社の会計監査人の代表社員または社員

(6)当社より一定額を超える寄附(※4)を受けた団体に属する者

(7)当社の社外役員としての任期が8年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員その他の使用人等をいう。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(7)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を開示します。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では必要性がないため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年度の取締役報酬等の額は、取締役7名に対し161百万円です。また、同年度の監査役報酬等の額は、監査役7名に対し19百万円です。前記の取締役・監査役報酬等の額には、社外役員6名に対する5百万円を含んでおり、同年度役員退職慰労引当金20百万円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、取締役会に出席するほか、必要に応じて重要事項についての事前説明を受けております。
また、監査等委員会事務局を設置し、社外取締役をサポートする体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の意思決定と業務執行を分離し、機動的かつ効率的な経営体制の強化を目的に執行役員制度を平成20年6月より導入しております。
取締役会のほか、執行役員、各担当部長も出席する経営会議の審議を通して経営・業務執行の意思決定を行うことにより、透明性や適法性を確保しております。
また、平成28年6月29日開催の定時株主総会において定款一部変更が決議されたことにより、監査等委員会設置会社へ移行致しました。
取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)の計10名で構成され、同会には子会社を含む重要事項が付議され、審議・決裁するとともに、経営戦略の策定ならびに業務執行状況の監督に関し、迅速かつ実質的な機能を発揮して参ります。
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成され、監査等委員である取締役は取締役会等に出席し、企業統治体制の更なる充実に努めて参ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るため、また、冒頭に記載したコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するためであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期限より3営業日早い発送としております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文を、東証及び当社ホームページで公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	電子公告、決算公告、決算短信、有価証券報告書及び招集通知、事業報告書をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務・経理担当役員及び総務部、経理部、業務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	役職員行動規範にて規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を規定している。全社でISO14001を取得している。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる様「役職員行動規範」を定めております。

また、コンプライアンス委員会を設置、代表取締役社長がその委員長を務め、各担当役員、各本部長、監査等委員会事務局長、総務部長、業務監査室長をコンプライアンス委員とし、コンプライアンス関連の研修、ガイドラインの制定等の体制を整備しております。

法令上及び定款上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス委員会等への報告・相談ラインを設置しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令等に基づき、定められた期間保存しております。

また、取締役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧・入手できる体制になっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づきコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行なうものとしております。

組織横断的リスクの対応を一段と強化するため「リスク管理委員会」を設置しております。

また、リスクに対する実際の行動・シミュレーション実施を行うため、リスクに応じた分科会を設置しております。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び効率的な達成の方法を策定します。

当社グループは、取締役会等が定期的に進捗状況をチェックし、改善を促すことができるよう全社的な業務の効率化を実現するシステムとなっております。

5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めます。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の主管者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、グループ会社の業務執行状況の報告を定期的に受け、確認しております。

また、社長直属の機関として業務監査室が設置されており、当社及びグループ会社について、業務の遂行状況や内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示や実施状況の確認等定期的に必要な内部監査を実施しております。

7. 監査等委員会がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会は、監査等委員会の職務の補助を必要とする場合は、業務監査室担当取締役に業務監査室の人員の派遣を要請できるものとします。

8. 前項の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

監査等委員より、監査業務の補助の指示を受けた従業員は、その指示に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等の指揮命令を受けないこととします。

9. 第7項の使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査業務の補助をする業務監査室の従業員の選任に関しては、監査機能の一翼を担う重要な役割をもつことに鑑み、その経験・知見・行動力を十分に考慮するものとします。

10. 当社及び子会社から成る企業集団における取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会に出席し、重要な報告を受け、意見を表明できる体制としております。

また、監査等委員会事務局長が常務会、経営会議、コンプライアンス委員会等に出席し、重要な報告を受け、その内容を監査等委員会に報告する体制としております。さらに、監査等委員会事務局長が子会社の取締役会等に出席し、重要な報告を受け、その内容を監査等委員会へ報告する体制としております。

また、法令上及び定款上疑義のある行為等について、当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段としての報告・相談ラインの相手先の一つとして、監査等委員会事務局長から監査等委員会へ報告する体制を設定しております。

11. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

「役職員行動規範」において報告者が不利益を被らないよう最大限の配慮を行う体制としております。

12. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払請求、支出した費用の請求または債務の処理については、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

13. その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査等委員は、取締役、会計監査人と相互の意思疎通を図るため、それぞれ隨時意見交換会をもつこととしております。

また、「内部監査規定」において、業務監査室は監査等委員及び会計監査人と密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「役職員行動規範」に基づき反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体に対して、一切の交流・取引を行わないこと、要求を断固拒否することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体・関連企業と協力して、情報を収集し反社会的勢力の排除のため社内体制の整備を推進します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

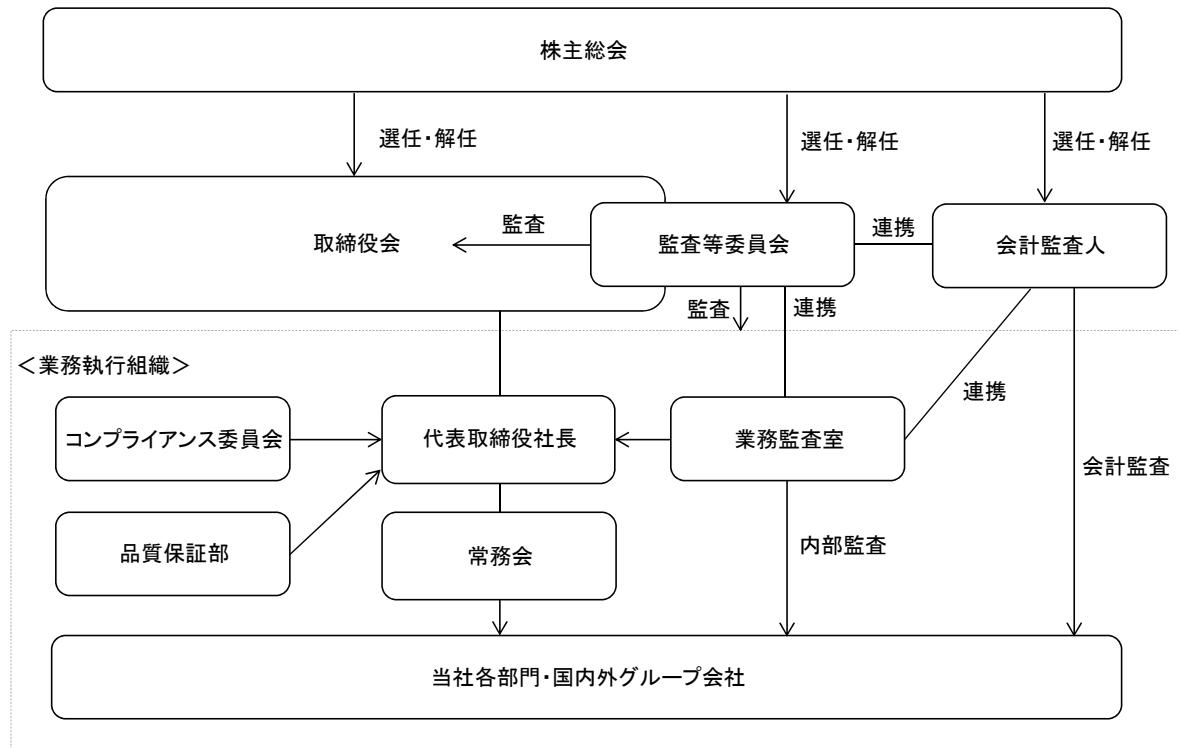
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜コーポレートガバナンス図＞



【ご参考】当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

当社は、重要な決定事項について原則として毎月1回開催する取締役会にて決定しており、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し決定しております。決定された重要事実について、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要となる場合には迅速に開示するよう努めております。

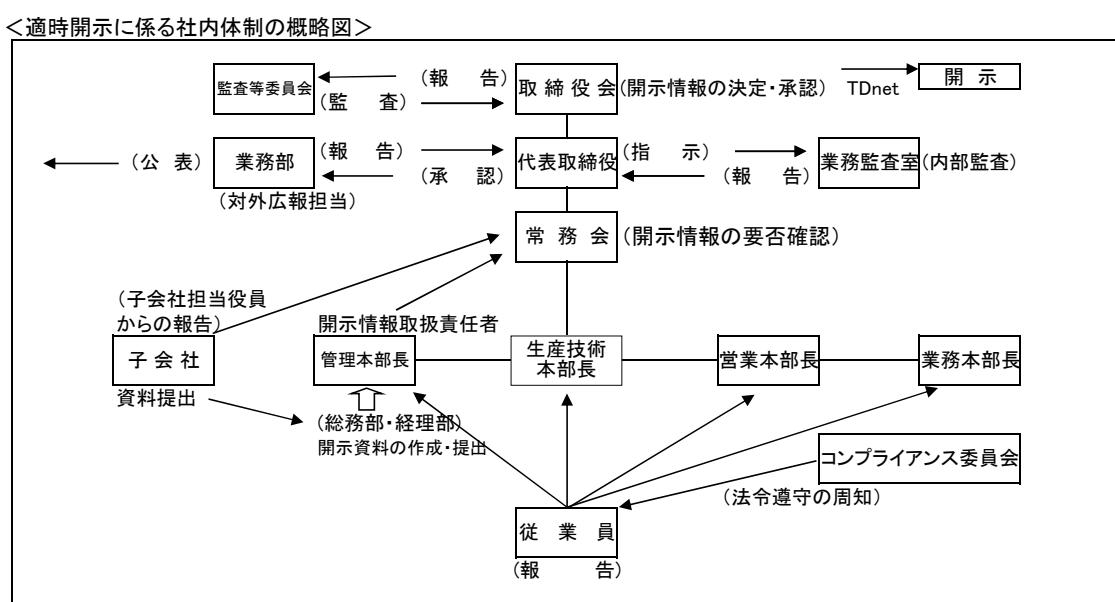
また、重要事実が発生した場合は、その当該事実を認識した部署から所管本部長を通じて速やかに代表取締役および情報取扱責任者(管理本部担当取締役)に報告され、適時開示規則に従い、開示が必要か否かを常務会にて検討し、開示が必要となる場合には迅速に開示するよう努めております。

なお、当社は投資家の皆様の利便を考慮し、自社ホームページにおいても開示情報を掲載しております。

当社は、「内部者取引に関する規程」の中で、公表に関しては代表取締役又はその委任を受けた者が行うものとし、その所管部は有価証券届出書、有価証券報告書関係については経理部、決算短信等の証券取引所関連事項および報道機関等については総務部、前記に該当しない事項については原則として業務部が統括のうえ個別に指示・対応する体制をとっています。

「役職員行動規範」ならびに「内部者取引に関する規程」を制定し、コンプライアンス委員会を中心として社内周知を図っており、重要事実をはじめとして開示情報に該当する事項についての取扱いについて、社内外に対する守秘義務はもとより法令遵守することを徹底しております。

また、社長の直轄機関として業務監査室を設置しており、定期的、また必要に応じて適宜に内部監査を実施することとしております。



以上